

財政悪化の原因＝バブル発想の大型公共事業

全体会議・藤井とし子議員の総括質疑(11月15日)

真しに反省してこそ“財政再建”の方向みえる



“市民に責任はない” 教育・福祉予算を確保しながら財政再建を

最初に藤井議員は、市財政が悪化した『最大の要因』について市の見解を問いましたが、市はこれまで同様、「景気低迷や地価下落、減税措置で収入が減る一方、公共事業の借金返済や福祉医療分野の経費など義務的支出が増えた」と収支バランスを説明し、「その時々々の時代背景により、最善の判断で財政運営してきた」と答えました。

藤井議員は、財政悪化の『最大の要因』をはっきりさせなければ、これからの財政再建の方向は見えてこないと指摘。「バブル期の発想で大型公共事業を進め、その借金が財政を圧迫している。この責任は市民にはない」と強調し、国の悪政が次々と市民の暮らしを直撃している状況だからこそ、財政再建は教育・福祉予算を確保しながら進める必要があると訴えました。

市の目標『将来世代へ過度の負担を残さない』 高速道路事業のあり方も問われる

藤井議員は、「広島市行政改革大綱」(昨年11月策定)が目標とする「将来世代へ過度の負担を残さない財政運営の実現」に照らし、高速道路事業のあり方について質問しました。

特に高速5号線については、「他会派の議員から見直すべき」との意見が出ている。中止すれば将来負担も一般財源の負担も軽くできる」と指摘。財政健全化計画(04～07年度)で大型公共事業(投資的経費)に割り当てられている一般財源238億円(義務的償

還負担金除く)のうち、高速道路関連の支出について報告を求めました。

市「有料道路事業には市から投資的経費は出していない」

市は、広島高速道路公社に対して出資金・貸付金というカタチでお金を出しており、高速道路本体(有料道路)事業には投資的経費は支出していないと説明。市としては公共事業としておこなう関連道路事業に投資的経費を出しており、健全化計画期間中、同事

業への一般財源からの支出は約18億円(うち5号関連は約11億円)を想定しているとのべました。

市「計画通り借金返済できる」と断言

市は、「将来世代への過度の負担」については、既に供用している区間の実績や国の推計から将来交通量を3割下方修正して整備プログラムを見直しており、これに基づいて市が債務保証していると説明。公社の借入金金は、計画どおり償還できると答弁。

また、高速5号線については、「一般道路の渋滞緩和にも資する」とし、あくまでも計画どおり事業を進める考えを示しました。



高速5号線

危険承知で「対面通行」・トラブル見越して「団地買収」 そろそろまどくつくる必要ない

高速5号線は、今回の整備プログラム見直しにより、暫定2車線(全区間対面通行)で整備される予定です。

今夏、高速道路の暫定2車線区間で死亡事故が相次いだことをうけ、日本道路公団は事故防止策をとりまとめましたが、「対面通行」という構造上の危険を根本から取りのぞく内容ではありません。しかも高速5号線は、総延長の半分(約2キロメートル)が1本のトンネルなので、トンネル内で事故が起きれば大惨事となる可能性もあります。

市は、安全対策として道幅を少し広げると説明しますが、その効果はわかりません。さらに、高速1号線の馬木トンネル掘削工事によってトンネル真上の住宅地で地盤沈下や水枯れが起きたことを考慮してか、高速5号線のトンネル真上の団地買収(牛田東1丁目)まで検討しています。

解決のキーワードは「公共交通」

藤井議員は、「なぜそこまでして高速5号線をつくらなければならないのか」と迫り、今年6月に市が策定した「新たな交通ビジョン」の内容にもふれ、「地

球温暖化や高齢化など交通を取り巻く様々な問題があげられているが、その解決策の中心は公共交通の整備となつている」とのべ、渋滞解消のために道路や駐車場を増やしても一時的な効果にすぎないことは国内外の経験でも明らかではないかと強調しました。

また、藤井議員は、「計画先にあきで高速道路に巨額な予算をまわす一方で、福祉・教育のわずかな予算を削る財政運営は、市民には到底受け入れられない」と訴え、なにがなんでも道路をつくるという発想を転換せよと市に迫りました。

国民健康保険

失業者・低所得者の加入増えるなか 保険証とりあげが急増

生活実態見ない機械的な収納対策はやめよ

市は、国保料の収納率低迷が国保会計を圧迫しているとして、収納対策を強化する考えです。

藤井議員は、「長引く不況で失業が増え、連動して国保加入者も5年連続で増えている。収納率の低迷は、それだけ暮らしが大変な人が増えているということではないか」と主張し、市の考えをたどしました。

市は、「不況や産業構造の変化、高齢化の影響によって国保料の納付環境は次第に悪化している」と答えました。

市「法改定により資格証出す義務が生じた」

藤井議員は、こうした失業者・低所得者の国保加入が増えているもと、国保料滞納の“制裁措置”※として短期証の交付が5年前の約2倍(12,432世帯)、同じく資格証も約2倍(8,136世帯)と急増していることについて市の考えをたどしましたが、市は、2000年の法改定で1年以上滞納がある場合は資格証を出さなければならない義務が生じたと答えました。

※国保料滞納の制裁措置「短期保険証・資格証明書」

国保料を半年以上滞納すると数か月の期間限定の保険証となり、1年以上の滞納の場合は、保険証が取り上げられて資格証が交付されます。資格証は保険証ではないため、病院で受診した場合は窓口で医療費を全額支払い、その後の申請で保険給付分(7割)が戻ってきます(償還払い)。なお、保険給付されるお金は、「その全部または一部」が滞納分として差し押さえられます。

口で全額払えるだけのお金もなく、ぎりぎりまで病院に行くのをがまんしながら暮らしている。実



藤井議員は、「どうしても国保料が払えずに資格証となった人たちは、病院窓口で全額払えるだけのお金もなく、ぎりぎりまで病院に行くのをがまんしながら暮らしている。実

「特別な事情」があれば 保険証はとりあげない

国も認めている!

2000年の国民健康保険法の改悪により、それまで滞納世帯に対する「保険証の返還を求めることができる」との規定が、「求めるものとする」との義務規定(同法第9条3)となりました。市がこの義務規定を“忠実”に守った結果、「保険証の取り上げ=資格証の交付」が急増しています。

「特別な事情」は市町村が判断すること

しかし、同法には「特別な事情があると認められるときは、この限りでない」(第9条4)との規定があります。国は、「特別な事情」の基準について、「各市町村が個々に判断すべき」(2000年9月、市町村担当者セミナー)としています。

また国会審議のなかでも、宮下創平厚生大臣(当時)が、「保険料を支払う能力がありながら特別な理由もなく滞納している悪質な者」については保険証の返還を求めるが、「災害とか事業の休廃止等やむを得ない事情によりまして保険料を納付することができない場合には、被保険者証の返還を求めない」(1999年3月、参議院国民福祉委員会)と答弁しています。

支払う能力がなく、特別な理由があれば保険証のとりあげはできないことを国も認めています。市は、資格証の急増を問われ、真っ先に「法律」をあげましたが、一番の問題はそういう「市の姿勢」にあります。

ケタ違いの受診抑制 実態あきらかに!!

市「資格証では受診しにくい」と答弁

藤井議員は、資格証で安心して医療が受けられると思うかと質問。市は、「窓口で医療費を全額支払うことや、資格証を提示することへの精神的な抵抗を考えると、受診しにくい面は確かにある」と答えました。

資格証で著しい受診抑制あきらかに

藤井議員は、全国保険医団体連合会の調査結果を紹介し、資格証の人の受診率が一般被保険者と比べてきわめて低いことを指摘。同調査結果では、資格証の交付数が最も多い福岡県で百分の1程度、鹿児島県で74分の1と著しい受診抑制の実態があきらかとなつています。市は広島市の数字として、資格証で受診した場合の償還払いの03年度実績は、622件、692万6千円と報告しました。

資格証では安心して医療をうけられない

『市民の生存権』がおびやかされている

— 減免見直しで事態はさらに悪化する可能性も

際、広島市でも手遅れで亡くなったケースがある」と訴え、収納対策として機械的に保険証をとりあげることが命にもかかわると追及しました。

減免縮小はさらなる滞納を生む

国保料が高い根本には、「低すぎる国の負担割合」がありますが、市は独自の保険料減免制度で、低所得者が滞納しなくてもすむように応援してきました。

しかし市は現在、財政難を理由に減免制度の見直しを進め、そのなかで減免対象を前年と比べて所得が落ちた場合のみ

藤井議員は、「この見直しで滞納が増え、安心して医療を受けられない人が増えてしまうおそれがある。生活実態からみて払うことのできる国保料にするためにも、減免制度は縮小でなく、さらに拡充すべき」と主張。市として経済的弱者の生存権をどのように保障していくのか

市は、「今年度から賦課方式の見直しを実施している。特に、来年度は国による法定軽減制度が拡充されるので、できるだけ国保料を納めやすい状況ができるのではないかととどまりました。